

📎📎 ≪養子縁組の取消し_配偶者の同意が無い場合≫ 📎📎

📍 [既婚者は配偶者の同意が必要]

配偶者のある者が養子縁組をする場合（養親となる或いは養子に入る）には、その配偶者の同意を得なければなりません。（民法第796条）

例えば、A男が養親又は養子になろうとしている場合には、その配偶者であるB子の同意が必要になるという訳です。

📍 [知らない間に共同相続人が増えると困る]

なぜ配偶者の同意が必要になるか？と言うと、B子の知らない間に共同相続人となり得る者が増えてしまうと困るからです。

例えば、A男が甲を養子にとったとすると、養子である甲は、法律上はA男の実子とみなされるため、A男に相続が発生すると、配偶者であるB子と養子である甲が共同相続人となります。また、A男が乙の養子に入ると、乙はA男の親とみなされるため、A男に相続が発生し、A男に子がいなければ、配偶者であるB子と養親である乙が共同相続人となります。

このように養子をとる又は養子に入るという事は配偶者の立場からみれば、自分と共同相続人になり得る者が増える事になります。

よって、配偶者のある者が養子をとる又は養子に入る場合には、必ずその配偶者の同意を得なければならないのです。

📍 [但し、例外もある]

上記のとおり、原則は配偶者の同意を得なければなりません。が、下記の場合には、配偶者の同意を得なくても良い事とされています。

■ 配偶者と共に養子縁組をする場合

その配偶者も一緒に養子縁組をするという事は、既に同意を得ているものと同視出来る為、同意は不要とされています。

■ 意思表示を出来ない場合

その配偶者が病気や行方不明等のやむを得ない理由により、同意の意思を表示出来ない場合には、同意は不要とされています。

📍 [取り消しの請求]

配偶者の同意無しになされた養子縁組は取り消しの対象となり、その同意をしていない配偶者は、その養子縁組の取り消しを家庭裁判所に請求する事が出来ます。

📍 [但し、お早めに]

しかし、この養子縁組の取り消し請求は、同意していない配偶者がその養子縁組の事実を知った日から6ヶ月を経過してしまうと、取り消し請求が出来なくなります。

又、たとえ6ヶ月を経過していなくともその同意していなかった配偶者が、その養子縁組を改めて承認（追認）した場合にも同様に取り消し請求が出来なくなります。

📍 [詐欺・脅迫による同意は取り消せる]

もしも、詐欺や脅迫により同意してしまった場合には、その養子縁組の取り消しを家庭裁判所に請求する事が出来ます。

📍 [但し、こちらもお早めに]

詐欺に遭った者、或いは、脅迫されていた者が、その詐欺を発見し又は脅迫から免れてから6ヶ月を経過してしまうと、その養子縁組の取り消し請求は出来なくなります。又、たとえ6ヶ月を経過していなくともその詐欺にあった者又は脅迫されていた者が、その養子縁組を改めて承認（追認）した場合も同様に取り消し請求が出来なくなります。